

京都府が^{こうけいやく}公契約 条例をつくれれば賃上げができる!



藤井伸生のWebサイト

藤井伸生 ^{ふじいのぶお}のぶお

賃上げが値上げに追いつかない…そんな声をたくさん耳にします。私たちの暮らしを良くしていくためには、**地域でお金がまわる仕組み**が必要です。その効果を発揮するのが^{こうけいやくじょうれい}公契約条例です。

の政策を紹介します。

こうけいやくじょうれい 公契約条例ってなに?

こうけいやくじょうれい 公契約条例とは、自治体が発注する仕事(公契約)の進め方のルールを整え、地域経済の発展など、よりよい地域づくりを行っていくための決まりの事です。自治体が発注する仕事は、建設、印刷、清掃、介護・福祉、一般事務、物品の購入など多岐にわたります。

地元企業への発注を優先します

地元発注を優先させることで**京都の企業が適正な利益**や優秀な人材を確保できます。また、働く人も**適正な賃金と労働条件のおかげで生活が安定し**、消費も増えることで**地域経済の活性化や、公共事業・サービスの質の向上**といった効果が期待できます。

指定管理に賃金スライド規定を設けます

賃金スライド制度とは、物価高騰や最低賃金の引き上げにより支払いが増えても大丈夫なように、引き上がった金額をスライド支給するものです。**横浜市、草津市、岩手県などがすでに指定管理者制度***に導入しており、管理者から「助かる」という声があがっています。
*自治体が所有する公の施設の管理・運営を民間に委託する制度

賃金の下限を定める条項を設定します

全国で公契約条例を制定する自治体が増えていますが、**賃金の下限額を定めた条項のある自治体では、労働者に最低賃金を上回る賃金が保障される効果**が出ているところもあります。

	職種	賃金下限額
足立区	保育士(指定管理)	1,450円
	工事以外の業務委託	1,350円
千代田区	警備員	1,463円
	清掃員	1,344円
	介護職	1,344円
東京都の最低賃金		1,163円

※2025(令和7)年4月1日時点で

4.5 働く人にお金が回る府政に変えよう!

藤井伸生

の政策を紹介します。



藤井伸生のWebサイト

物価高で生活が苦しい…
手取りを増やしてほしい

人材確保のためにも
賃上げしたい
けど原資がない!

その声にこたえます!

中小企業支援で

賃金を上げる!

藤井伸生がめざします

時給100円以上の賃上げを行った
中小企業・事業所を対象に

従業員一人あたり

最大 10万円
上限 50人分

を支給

(1事業所あたり最大500万円)

時給が100円上がれば、
フルタイム労働者の年収は
約20万円アップだね!

※労働条件により変動します

京都でも!

中小企業・事業所を
主役に!

岩手県では

時給60円以上の賃上げを行った中小企業等
に対し、従業員一人あたり6万円(上限50人
分、最大300万円)を支給。

群馬県では

賃金5%以上引き上げた場合、従業員一人
あたり5万円(上限40人分、最大200万円)
を支給。群馬では県の補助に上乗せを実施
している市町村も。

賃金の
底上げを!

20代の若者が京都で普通に暮らすには、
時給1,900円、年収で約400万円が必要で
す(京都総評・2025最低生計費試算調査
結果より)。まずは年収300万円未満の労

働者をなくすことをめざし、中小企業・
事業所の賃上げを力強く支援します。こ
の底上げが全体の引き上げへつながりま
す。京都から賃上げの流れをつくります。

つなぐ
KYOTO2026

つなぐ京都2026は、
上記の見解を発表しましたので紹介します。
発行:つなぐ京都2026 1767号 2026年3月13日
〒600-8233 京都市下京区北不動産町482 YMビル1F
TEL:075-335-9222 FAX:075-335-9224

働く人にお金が回る
府政に変えよう!

4.5